

事業所名: 特別養護老人ホーム 清香園 事業所番号: 0170200893 (枝番) 00

基本情報：短期入所生活介護（予防を含む）

(帳票作成日: 年 月 日)

計画年度	2017	年度	記入年月日	2017年07月11日
記入者名	渡邊 倫生	所属・職名	施設長	

1. 事業所を運営する法人等に関する事項

法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先			確認	修正箇所	短期生活	介護予防 短期生活
法人等の名称	法人等の種類	02:社会福祉法人(社協)	□		○	○
		(その他の場合、その名称)			○	○
	名称	(ふりがな) しゃかいふくしほうじん せいかえん 社会福祉法人 清香園			○	○
	法人番号の有無	1:法人番号あり			○	○
	法人番号	5430005003479			○	○
法人等の主たる 事務所の所在地	〒001-0901		□		○	○
	北海道札幌市北区新琴似1条3丁目3番6号				○	○
法人等の連絡先	電話番号	011-769-8520	□		○	○
	FAX番号	011-763-7501			○	○
	ホームページ	1:あり			○	○
	(ホームページアドレス)	http://www.seikaen-hp.com			○	○
法人等の代表者の 氏名及び職名	氏名	大泉 カヨ子	□		○	○
	職名	理事長			○	○
法人等の設立年月日	2002/04/18		□		○	○

1. 事業所を運営する法人等に関する事項(つづき)

法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス					確認	修正箇所	短期生活	介護予防 短期生活
介護サービスの種類	か所数	主な事業所等の名称	所在地					
＜居宅サービス＞					□			
訪問介護	0:なし						○	○
訪問入浴介護	0:なし						○	○
訪問看護	0:なし						○	○
訪問リハビリテーション	0:なし						○	○
居宅療養管理指導	0:なし						○	○
通所介護	0:なし						○	○
通所リハビリテーション	0:なし						○	○
短期入所生活介護	1:あり	1	特別養護老人ホーム清香園 ショートステイ	札幌市北区新琴似1条3丁目 3番6号			○	○
短期入所療養介護	0:なし						○	○
特定施設入居者生活介護	0:なし						○	○
福祉用具貸与	0:なし						○	○
特定福祉用具販売	0:なし					○	○	

1. 事業所を運営する法人等に関する事項(つづき)

<地域密着型サービス>					確認	修正箇所	短期生活	介護予防 短期生活
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0:なし				□		○	○
夜間対応型訪問介護	0:なし						○	○
地域密着型通所介護	0:なし						○	○
認知症対応型通所介護	0:なし						○	○
小規模多機能型 居宅介護	1:あり	1	小規模多機能ホーム夢なご み	札幌市北区新琴似2条13 丁目8番3号			○	○
認知症対応型共同 生活介護	0:なし						○	○
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0:なし						○	○
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	0:なし						○	○
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	0:なし						○	○
居宅介護支援	0:なし						○	○

1. 事業所を運営する法人等に関する事項(つづき)

<介護予防サービス>					確認	修正箇所	短期生活	介護予防 短期生活
介護予防訪問介護	0:なし				□		○	○
介護予防訪問入浴介護	0:なし						○	○
介護予防訪問看護	0:なし						○	○
介護予防訪問 リハビリテーション	0:なし						○	○
介護予防居宅療養 管理指導	0:なし						○	○
介護予防通所介護	0:なし						○	○
介護予防通所 リハビリテーション	0:なし						○	○
介護予防短期入所 生活介護	0:なし						○	○
介護予防短期入所 療養介護	0:なし						○	○
介護予防特定施設 入居者生活介護	0:なし						○	○
介護予防福祉用具貸与	0:なし						○	○
特定介護予防福祉 用具販売	0:なし					○	○	

1. 事業所を運営する法人等に関する事項(つづき)

<地域密着型介護予防サービス>					確認	修正箇所	短期生活	介護予防 短期生活
介護予防認知症 対応型通所介護	0:なし				□		○	○
介護予防小規模 多機能型居宅介護	0:なし					○	○	
介護予防認知症 対応型共同生活介護	0:なし					○	○	
介護予防支援	0:なし					○	○	
<介護保険施設>								
介護老人福祉施設	1:あり	1	特別養護老人ホーム清香園	札幌市北区新琴似1条3丁目3番6号	□		○	○
介護老人保健施設	0:なし					○	○	
介護療養型医療施設	0:なし					○	○	

2. 介護サービス(予防を含む)を提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

事業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先			確認	修正箇所	短期生活	介護予防 短期生活
事業所の名称	(ふりがな)	とくべつようごろうじんほーむ せいかえん	□		○	○
	特別養護老人ホーム 清香園					
事業所の所在地	〒001-0901	市区町村コード 011029:札幌市北区	□		○	○
	(都道府県から番地まで) 北海道札幌市北区新琴似1条3丁目3番6号					
	(建物名・部屋番号等)					
事業所の連絡先	電話番号	011-769-8520	□		○	○
	FAX番号	011-763-7501				
	ホームページ	1:あり				
	(ホームページアドレス)	http://www.seikaen-hp.com				
介護保険事業所番号	0170200893		□		○	○
事業所の形態	3:併設型(空所利用あり)		□		○	○
事業所の管理者の氏名及び職名	氏名	渡邊 倫生	□		○	○
	職名	施設長				
事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日 (指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)						
事業の開始(予定)年月日	2002/04/18		□		○	○
指定の年月日	介護サービス	2002/04/18				
	介護予防サービス					
指定の更新年月日 (直近) (未来の日付は入らない)	介護サービス	2008/02/28				
	介護予防サービス					
※介護予防サービスのみ実施している場合は「指定の年月日」の「介護サービス」には「-」を入力し、「介護予防サービス」の欄に入力してください。						
生活保護法第54条の2に規定する介護機関(生活保護の介護扶助を行う機関)の指定	1:あり		□		○	○
社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3に規定する登録喀痰吸引等事業者	1:あり		□		○	○
事業所までの主な利用交通手段						
	地下鉄24条駅より中央バス 北73番に乗りし新琴似2条2丁目下車 停留所から約200メートル		□		○	○

3. 事業所において介護サービス(予防を含む)に従事する従業者に関する事項

職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等							確認	修正箇所	短期生活	介護予防 短期生活
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数				
	専従	非専従	専従	非専従						
医師	0人	0人	0人	1人	1人	0.1	□		○	○
生活相談員	1人	0人	0人	0人	1人	1人			○	○
看護職員	3人	0人	0人	0人	3人	3人			○	○
介護職員	19人	0人	6人	0人	25人	23人			○	○
管理栄養士	1人	0人	0人	0人	1人	1人			○	○
栄養士	0人	0人	0人	0人	0人	0人			○	○
機能訓練指導員	1人	0人	0人	0人	1人	1人			○	○
介護支援専門員	1人	0人	0人	0人	1人	1人			○	○
調理員	0人	0人	0人	0人	0人	0人			○	○
事務員	2人	0人	0人	0人	2人	2人			○	○
その他の従業者	0人	0人	0人	1人	1人	0.5			○	○
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40時間		□		○
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。										
※2 以下の職種については、指定基準等(※)において、基準又は標準とされた従業者の員数が定められている。なお、それぞれ定められた場合には、これを置かないとすることができる。 ・生活相談員:利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上 ・介護職員及び看護職員:利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 ・栄養士:1以上 ・機能訓練指導員:1以上 ※指定基準等 ・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)」 ・「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)」 ・「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)」 ・「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)」										

3. 事業所において介護サービス(予防を含む)に従事する従業者に関する事項(つづき)

従業者である介護職員が有している資格					確認	修正箇所	短期生活	介護予防 短期生活	
延べ人数	常勤		非常勤						
	専従	非専従	専従	非専従					
介護福祉士	12人	0人	4人	0人	□		○	○	
実務者研修	0人	0人	0人	0人			○	○	
介護職員初任者研修	6人	0人	1人	0人			○	○	
介護支援専門員	1人	0人	0人	0人			○	○	
従業者である機能訓練指導員が有している資格					確認	修正箇所	短期生活	介護予防 短期生活	
延べ人数	常勤		非常勤						
	専従	非専従	専従	非専従					
理学療法士	0人	0人	0人	0人	□		○	○	
作業療法士	0人	0人	0人	0人			○	○	
言語聴覚士	0人	0人	0人	0人			○	○	
看護師及び准看護師	1人	0人	0人	1人			○	○	
柔道整復師	0人	0人	0人	0人			○	○	
あん摩マッサージ指圧師	0人	0人	0人	0人			○	○	
管理者の他の職務との兼務の有無				0:なし		□		○	○
管理者が有している当該報告に係る介護サービスに係る資格等				1:あり				○	○
(資格等の名称)				介護福祉士・保育士				○	○
看護職員及び介護職員1人当たりの利用者数				2.3人		□		○	○
夜勤(宿直を除く)を行う看護職員及び介護職員の数	最少時の人数			4人		□		○	○
	平均の人数			4人				○	○
医師の氏名	土肥 勇		勤務先	どい内科クリニック		□		○	○
当該医師が担当している診療科の名称			内科				○	○	

3. 事業所において介護サービス(予防を含む)に従事する従業者に関する事項(つづき)

従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等							確認	修正箇所	短期生活	介護予防 短期生活
区分	医師		生活相談員		介護職員					
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤				
前年度の採用者数	0人	0人	0人	0人	1人	3人	□		○	○
前年度の退職者数	0人	0人	0人	0人	1人	2人			○	○
業務に従事した経験年数	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤				
1年未満の者の人数	0人	0人	0人	0人	1人	2人	□		○	○
1年～3年未満の者の人数	0人	0人	1人	0人	5人	1人			○	○
3年～5年未満の者の人数	0人	0人	0人	0人	3人	2人			○	○
5年～10年未満の者の人数	0人	0人	0人	0人	6人	1人			○	○
10年以上の者の人数	0人	1人	0人	0人	4人	0人			○	○
区分	看護職員		管理栄養士		栄養士					
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤				
前年度の採用者数	0人	0人	2人	0人	0人	0人	□		○	○
前年度の退職者数	0人	0人	2人	0人	0人	0人			○	○
業務に従事した経験年数	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤				
1年未満の者の人数	1人	0人	1人	0人	0人	0人	□		○	○
1年～3年未満の者の人数	2人	0人	0人	0人	0人	0人			○	○
3年～5年未満の者の人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人			○	○
5年～10年未満の者の人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人			○	○
10年以上の者の人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人			○	○

3. 事業所において介護サービス(予防を含む)に従事する従業者に関する事項(つづき)

区分	機能訓練指導員		介護支援専門員		確認	修正箇所	短期生活	介護予防 短期生活	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤					
前年度の採用者数	0人	0人	0人	0人	□		○	○	
前年度の退職者数	0人	0人	0人	0人			○	○	
業務に従事した経過年数	常勤	非常勤	常勤	非常勤	□				
1年未満の者の人数	0人	0人	0人	0人		○	○		
1年～3年未満の者の人数	0人	0人	0人	0人		○	○		
3年～5年未満の者の人数	0人	0人	0人	0人		○	○		
5年～10年未満の者の人数	1人	0人	0人	0人		○	○		
10年以上の者の人数	0人	0人	1人	0人		○	○		
従業者の健康診断の実施状況					1:あり	□		○	○
従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況									
事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況									
(その内容)					□		○	○	
実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組									
アセッサー(評価者)の人数					□		○	○	
段位取得者の人数	レベル2①	レベル2②	レベル3	レベル4	□		○	○	
外部評価の実施状況					0:なし	□		○	○

4. 介護サービス(予防を含む)の内容に関する事項

事業所の運営に関する方針	確認	修正箇所	短期生活	介護予防 短期生活
1. 事業所の短期入所生活介護事業者は、要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、施設において入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。 2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを受けることとなるものとする。	□		○	○
介護サービスの内容等				
介護報酬の加算状況(記入日前月から直近1年間の状況)				
専従の機能訓練指導員の配置(予防を除く)	0:なし		○	
機能訓練体制	1:あり		○	○
看護体制加算(Ⅰ)(予防を除く)	0:なし		○	
看護体制加算(Ⅱ)(予防を除く)	0:なし		○	
夜勤職員配置加算(Ⅰ)(予防を除く)	1:あり		○	
夜勤職員配置加算(Ⅱ)(予防を除く)	0:なし		○	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	0:なし		○	○
若年性認知症利用者の受入	0:なし		○	○
送迎実施	1:あり		○	○
緊急短期入所受入加算(予防を除く)	0:なし		○	
療養食の実施	0:なし		○	○
在宅中重度者受入加算(予防を除く)	0:なし		○	
個別機能訓練加算	0:なし		○	○
医療連携強化加算(予防を除く)	0:なし		○	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	1:あり		○	○
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	0:なし		○	○
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	0:なし		○	○
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	0:なし		○	○
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1:あり		○	○
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	0:なし		○	○
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	0:なし		○	○
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	0:なし		○	○
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	0:なし		○	○

4. 介護サービス(予防を含む)の内容に関する事項(つづき)

										確認	修正箇所	短期生活	介護予防 短期生活
リハビリテーション等の実施状況					1:あり					□		○	○
(実施内容)		グループ訓練(柔軟体操、発声練習、嚥下訓練、ゲーム、クラブ活動他、土、日祝休み)										○	○
協力病院の名称		どい内科クリニック								□		○	○
(協力に関する内容)		毎週1回の回診及び随時受診と緊急時対応と毎年1回の健康診断等										○	○
協力歯科医療機関					1:あり					□		○	○
(その名称)		新川駅前歯科										○	○
(協力に関する内容)		毎週1回の訪問診療										○	○
介護サービスの利用者への提供実績(記入日前月の状況)													
利用者の人数		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	□			
65歳未満		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人			○	○
65歳以上75歳未満		0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人			○	○
75歳以上85歳未満		1人	0人	0人	0人	2人	0人	1人	4人			○	○
85歳以上		0人	0人	0人	0人	1人	3人	1人	5人			○	○
※該当する利用者がいない場合は0を入力してください。													
利用者の平均年齢		85.3歳								□		○	○
利用者の男女別人数		男性	2人			女性	8人			□		○	○
利用者の平均的な利用日数(前年度末の状況)				5						□		○	○

4. 介護サービス(予防を含む)の内容に関する事項(つづき)

介護サービスを提供する事業所、設備等の状況						確認	修正箇所	短期生活	介護予防 短期生活	
建物の構造	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物				1:あり	□		○	○	
	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物				0:なし			○	○	
	木造平屋建てであって、火災に係る利用者の安全性の確保のための一定の要件を満たす建物				1:あり			○	○	
	地上階	3階		地下階	0階			○	○	
報酬類型	ユニット型個室		ユニット型準個室				/			
	0:なし		0:なし						○	○
	従来型個室		多床室							
	1:あり		1:あり						○	○
居室の状況			個室	2人部屋	3人部屋		4人部屋	5人部屋以上		
	居室の数		4	1	1		14	0	○	○
	居室の床面積		13.53㎡	28.62㎡	38.21㎡	49.34㎡	0㎡	○	○	
共同便所の設置数	男子便所	2か所	(うち車いす等の対応が可能な数)		1か所		○	○		
	女子便所	1か所	(うち車いす等の対応が可能な数)		0か所		○	○		
	男女共用便所	18か所	(うち車いす等の対応が可能な数)		16か所		○	○		
個室の便所の設置数	0か所		(個室における便所の設置割合)		0%		○	○		
			(うち車いす等の対応が可能な数)		0か所		○	○		
浴室の設備状況										
浴室の総数			1か所				○	○		
個浴		大浴槽		特殊浴槽		リフト浴				
0か所		1か所		1か所		1か所	○	○		
その他の浴室の設備の状況	リフト機器、シャワー浴機器、特殊浴機器を設置し、必要に応じて使用する。						○	○		
食堂の設備状況	1階の食堂と機能訓練室を兼用している。希望により各フロアの食堂での食事提供も行っている。						○	○		
利用者等が調理を行う設備状況				0:なし			○	○		
消火設備等の状況				1:あり			○	○		
(その内容)	スプリンクラー、消火器設備、防火ドア、防災カーテン						○	○		

4. 介護サービス(予防を含む)の内容に関する事項(つづき)

利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況		確認	修正箇所	短期生活	介護予防 短期生活	
窓口の名称	苦情・相談・ご意見窓口	□		○	○	
電話番号	011-769-8520			○	○	
対応している時間	平日		9時00分～18時00分		○	○
	土曜		時分～時分		○	○
	日曜		時分～時分		○	○
	祝日		時分～時分		○	○
定休日	定休日なし			○	○	
留意事項			○	○		
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み						
損害賠償保険の加入状況	1:あり	□		○	○	
介護サービスの提供内容に関する特色等						
(その内容)	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、炭素埋設(備長炭)の建物です。 「やさしい心と心で」を、キーワードとし、開かれた施設を心がけ、ご家族や地域との連携強化に努めています。 	□		○	○	
介護相談員の受け入れ状況の有無	0:なし	□		○	○	
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等						
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況 (記入日前1年間の状況)	1:あり	□		○	○	
当該結果の開示状況	0:なし			○	○	
第三者による評価の実施状況	1:あり	□		○	○	
実施した直近の年月日	2017/04/21			○	○	
実施した評価機関の名称	あかり会計事務所			○	○	
当該結果の開示状況	0:なし			○	○	
(その開示している結果の内容【ホームページアドレス】)				○	○	

5. 介護サービス(予防を含む)を利用するに当たっての利用料等に関する事項

介護給付以外のサービスに要する費用		確認	修正箇所	短期生活	介護予防 短期生活	
食事の提供に要する費用の額及びその算定方法		□		○	○	
1,380円/1日基準費用額に準ずる。						
滞在に要する費用の額及びその算定方法						
従来型個室 1,150円/1日 多床室320円/1日 基準費用額に準ずる。					○	○
利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法						
当該費用の徴収等は行っていない。					○	○
利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法						
当該費用の徴収等は行っていない。				○	○	
理美容代及びその算定方法						
理美容代1,500円/1回(近隣の理美容室より訪問理髪)				○	○	
当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の額及びその算定方法						
実費				○	○	
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の実施の有無	1:あり	□		○	○	

(事業所等同意確認欄)

平成 年 月 日

調査結果に事実誤認が無いこと及び本調査結果を公表することについて同意いたします。

事業所等の名称		印
本調査に係る代表者の職名及び氏名		

事業所名: 特別養護老人ホーム 清香園 事業所番号: 0170200893 (枝番) 00

基本情報：介護老人福祉施設

(帳票作成日: 年 月 日)

計画年度	2017	年度	記入年月日	2017年07月06日
記入者名	渡邊 倫生	所属・職名	施設長	

1. 施設を運営する法人等に関する事項

法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先			確認	修正箇所
法人等の名称	法人等の種類	02:社会福祉法人(社協)	□	
	(その他の場合、その名称)			
	名称	(ふりがな) しゃかいふくしほうじん せいかえん 社会福祉法人 清香園		
	法人番号の有無	1:法人番号あり		
	法人番号	5430005003479		
法人等の主たる事務所の所在地	〒001-0901		□	
	北海道札幌市北区新琴似1条3丁目3番6号			
法人等の連絡先	電話番号	011-769-8520	□	
	FAX番号	011-763-7501		
	ホームページ	1:あり		
	(ホームページアドレス)	http://www.seikaen-hp.com		
法人等の代表者の氏名及び職名	氏名	大泉 カヨ子	□	
	職名	理事長		
法人等の設立年月日	2002/04/18		□	

1. 施設を運営する法人等に関する事項(つづき)

法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス					確認	修正箇所
介護サービスの種類	か所数	主な事業所等の名称	所在地			
＜居宅サービス＞					□	
訪問介護	0:なし					
訪問入浴介護	0:なし					
訪問看護	0:なし					
訪問リハビリテーション	0:なし					
居宅療養管理指導	0:なし					
通所介護	0:なし					
通所リハビリテーション	0:なし					
短期入所生活介護	1:あり	1	特別養護老人ホーム清香園ショートステイ	札幌市北区新琴似1条3丁目3番6号		
短期入所療養介護	0:なし					
特定施設入居者生活介護	0:なし					
福祉用具貸与	0:なし					
特定福祉用具販売	0:なし					

1. 施設を運営する法人等に関する事項(つづき)

＜地域密着型サービス＞					確認	修正箇所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0:なし				□	
夜間対応型訪問介護	0:なし					
地域密着型通所介護	0:なし					
認知症対応型通所介護	0:なし					
小規模多機能型居宅介護	1:あり	1	小規模多機能ホーム夢なごみ	札幌市北区新琴似2条13丁目8番3号		
認知症対応型共同生活介護	0:なし					
地域密着型特定施設入居者生活介護	0:なし					
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0:なし					
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	0:なし					
居宅介護支援	0:なし					

1. 施設を運営する法人等に関する事項(つづき)

＜介護予防サービス＞					確認	修正箇所
介護予防訪問介護	0:なし				□	
介護予防訪問入浴介護	0:なし					
介護予防訪問看護	0:なし					
介護予防訪問 リハビリテーション	0:なし					
介護予防居宅療養 管理指導	0:なし					
介護予防通所介護	0:なし					
介護予防通所 リハビリテーション	0:なし					
介護予防短期入所 生活介護	0:なし					
介護予防短期入所 療養介護	0:なし					
介護予防特定施設 入居者生活介護	0:なし					
介護予防福祉用具貸与	0:なし					
特定介護予防福祉 用具販売	0:なし					

1. 施設を運営する法人等に関する事項(つづき)

＜地域密着型介護予防サービス＞					確認	修正箇所	
介護予防認知症 対応型通所介護	0:なし				□		
介護予防小規模 多機能型居宅介護	0:なし						
介護予防認知症 対応型共同生活介護	0:なし						
介護予防支援	0:なし						
＜介護保険施設＞							
介護老人福祉施設	1:あり	1	特別養護老人ホーム清香園	札幌市北区新琴似1条3丁目3番6号			
介護老人保健施設	0:なし						
介護療養型医療施設	0:なし						

2. 介護サービスを提供し、又は提供しようとする施設に関する事項

施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先		確認	修正箇所
施設の名称	(ふりがな) とくべつようごろうじんほーむ せいかえん	□	
	特別養護老人ホーム 清香園		
施設の所在地	〒001-0901 市区町村コード 011029:札幌市北区	□	
	(都道府県から番地まで) 北海道札幌市北区新琴似1条3丁目3番6号		
	(建物名・部屋番号等)		
施設の連絡先	電話番号 011-769-8520	□	
	FAX番号 011-763-7501		
	ホームページ 1:あり		
	(ホームページアドレス) http://www.seikaen-hp.com		
介護保険事業所番号	0170200893	□	
施設の管理者の氏名及び職名	氏名 渡邊 倫生	□	
	職名 施設長		
事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日 (指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)			
事業の開始(予定)年月日	2002/04/18	□	
指定の年月日	2002/04/18		
指定の更新年月日(直近)(未来の日付は入らない)	2008/02/28		
生活保護法第54条の2に規定する介護機関(生活保護の介護扶助を行う機関)の指定	1:あり	□	
社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3に規定する登録喀痰吸引等事業者	1:あり	□	
施設までの主な利用交通手段			
地下鉄24条駅より中央バス 北73番に乗りし新琴似2条2丁目下車 停留所から約200メートル		□	

3. 施設において介護サービスに従事する従業者に関する事項

職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの入所者数等							確認	修正箇所
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数		
	専従	非専従	専従	非専従				
医師	0人	0人	0人	1人	1人	0.1	□	
生活相談員	1人	0人	0人	0人	1人	1人		
看護職員	3人	0人	0人	0人	3人	3.5人		
介護職員	19人	0人	6人	0人	25人	23人		
管理栄養士	1人	0人	0人	0人	1人	1人		
栄養士	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
機能訓練指導員	1人	0人	0人	0人	1人	1人		
介護支援専門員	1人	0人	0人	0人	1人	1人		
調理員	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
事務員	2人	0人	0人	0人	2人	2人		
その他の従業者	0人	0人	1人		1人	0.5		
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					40時間			□
※1 常勤換算人数とは、当該施設の従業者の勤務延時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。 ※2 以下の職種については、指定基準等(※)において、施設の規模に応じた基準又は標準とされた従業者の員数が定められている。 なお、それぞれ定められた場合には、これを置かないとすることができる。 ・生活相談員:入所者の数が100又はその端数増すごとに1以上 ・看護職員及び介護職員:入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 ・栄養士:1以上 ・機能訓練指導員:1以上 ・介護支援専門員:入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上 ※指定基準等 ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)」 ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老企第43号)」								

3. 施設において介護サービスに従事する従業者に関する事項(つづき)

従業者である介護職員が有している資格					確認	修正箇所	
延べ人数	常勤		非常勤				
	専従	非専従	専従	非専従			
介護福祉士	12人	0人	4人	0人	□		
実務者研修	0人	0人	0人	0人			
介護職員初任者研修	6人	0人	1人	0人			
介護支援専門員	1人	0人	0人	0人			
従業者である機能訓練指導員が有している資格					□		
延べ人数	常勤		非常勤				
	専従	非専従	専従	非専従			
理学療法士	0人	0人	0人	0人			
作業療法士	0人	0人	0人	0人			
言語聴覚士	0人	0人	0人	0人			
看護師及び准看護師	1人	0人	0人	0人			
柔道整復師	0人	0人	0人	0人			
あん摩マッサージ指圧師	0人	0人	0人	0人			
管理者の他の職務との兼務の有無				0:なし	□		
管理者が有している当該報告に係る介護サービスに係る資格等				1:あり			
(資格等の名称)		介護福祉士・保育士					
看護職員及び介護職員1人当たりの入所者数				2.3人	□		
夜勤(宿直を除く)を行う看護職員及び介護職員の数	最少時の人数			4人	□		
	平均の人数			4人			
医師の氏名	土肥 勇	勤務先	どい内科クリニック		□		
当該医師が担当している診療科の名称		内科					

3. 施設において介護サービスに従事する従業者に関する事項(つづき)

従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等							確認	修正箇所
区分	医師		生活相談員		介護職員			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
前年度の採用者数	0人	0人	0人	0人	1人	3人	□	
前年度の退職者数	0人	0人	0人	0人	1人	2人		
業務に従事した経験年数	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	□	
1年未満の者の人数	0人	0人	0人	0人	1人	2人		
1年～3年未満の者の人数	0人	0人	1人	0人	5人	1人		
3年～5年未満の者の人数	0人	0人	0人	0人	3人	2人		
5年～10年未満の者の人数	0人	0人	0人	0人	6人	0人		
10年以上の者の人数	0人	1人	0人	0人	2人	0人		
区分	看護職員		管理栄養士		栄養士		確認	修正箇所
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
前年度の採用者数	0人	0人	2人	0人	0人	0人	□	
前年度の退職者数	0人	0人	2人	0人	0人	0人		
業務に従事した経験年数	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	□	
1年未満の者の人数	1人	0人	1人	0人	0人	0人		
1年～3年未満の者の人数	2人	0人	0人	0人	0人	0人		
3年～5年未満の者の人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
5年～10年未満の者の人数	0人	0人		0人	0人	0人		
10年以上の者の人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人		

3. 施設において介護サービスに従事する従業者に関する事項(つづき)

区分	機能訓練指導員		介護支援専門員		確認	修正箇所	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤			
前年度の採用者数	0人	0人	0人	0人	□		
前年度の退職者数	0人	0人	0人	0人			
業務に従事した経験年数	常勤	非常勤	常勤	非常勤	□		
1年未満の者の人数	0人	0人	0人	0人			
1年～3年未満の者の人数	0人	0人	0人	0人			
3年～5年未満の者の人数	0人	0人	0人	0人			
5年～10年未満の者の人数	1人	0人	0人	0人			
10年以上の者の人数	0人	0人	1人	0人			
従業者の健康診断の実施状況					1:あり	□	
従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況							
事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況							
(その内容)	年間計画研修に加え内部研修の実施と外部(接遇や事例検討等)で開催されている研修にも積極的に参加する機会を設けています。				□		
実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組							
アセッサー(評価者)の人数					□		
段位取得者の人数	レベル2①	レベル2②	レベル3	レベル4	□		
外部評価の実施状況					0:なし	□	

4. 介護サービスの内容に関する事項

施設の運営に関する方針		確認	修正箇所
1. 事業所の介護従事者は、要介護状態になった利用者が施設において入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。 2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に適切な介護サービスを利用できるように必要な援助に努めるものとする。		□	
介護サービスの内容等			
介護報酬の加算状況(記入日前月から直近1年間の状況)			
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	0:なし	□	
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	0:なし		
看護体制加算(Ⅰ)イ	0:なし		
看護体制加算(Ⅰ)ロ	1:あり		
看護体制加算(Ⅱ)イ	0:なし		
看護体制加算(Ⅱ)ロ	0:なし		
夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	0:なし		
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	1:あり		
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	0:なし		
夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	0:なし		
準ユニットケア	0:なし		
個別機能訓練の実施	1:あり		
若年性認知症入所者の受入	0:なし		
専従の常勤医師の配置	0:なし		
精神科医師による月2回以上の療養指導の実施	0:なし		
障害者生活支援体制加算(専従の障害者生活支援員の配置)	0:なし		
退所前訪問相談援助の実施	1:あり		
退所後訪問相談援助の実施	1:あり		
退所時相談援助の実施	1:あり		
退所前連携の実施	1:あり		

4. 介護サービスの内容に関する事項(つづき)

		確認	修正箇所
栄養マネジメントの実施	1:あり	□	
経管栄養の入所者に対する経口移行の実施	0:なし		
経口維持加算(Ⅰ)	0:なし		
経口維持加算(Ⅱ)	0:なし		
口腔衛生管理体制加算	0:なし		
口腔衛生管理加算	0:なし		
療養食の実施	1:あり		
看取り介護の実施	0:なし		
在宅復帰支援機能	0:なし		
在宅・入所相互利用の実施	0:なし		
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	0:なし		
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	0:なし		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	0:なし		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	0:なし		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	0:なし		
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	0:なし		
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	0:なし		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1:あり		
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	0:なし		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	0:なし		
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	0:なし		
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	0:なし		

4. 介護サービスの内容に関する事項(つづき)

リハビリテーション等の実施状況		確認	修正箇所
(実施内容)	グループ訓練(柔軟体操、発声練習、嚥下訓練、ゲーム、クラブ活動他、土、日祝休み) 個別機能訓練(生活の中のリハビリを中心に行っている)	<input type="checkbox"/>	
協力病院の名称	どい内科クリニック	<input type="checkbox"/>	
(協力に関する内容)	毎週1回の診療及び随時受診と緊急時対応と毎年1回の健康診断等		
協力歯科医療機関	1:あり	<input type="checkbox"/>	
(その名称)	ハロー歯科クリニック		
(協力に関する内容)	毎週1回の訪問診療		
入所定員	60人	<input type="checkbox"/>	
待機者数(入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超える場合)	1:あり	<input type="checkbox"/>	
(その人数:「入所申込者の数」-「入所定員」-「入所者」)	56人		

4. 介護サービスの内容に関する事項(つづき)

介護サービスの入所者への提供実績(記入日前月の状況)							確認	修正箇所	
入所者の人数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計			
65歳未満	0人	0人	0人	0人	0人	0人	<input type="checkbox"/>		
65歳以上75歳未満	0人	0人	0人	1人	0人	1人			
75歳以上85歳未満	0人	3人	4人	8人	4人	19人			
85歳以上	1人	2人	14人	11人	13人	41人			
※該当する利用者がいない場合は0を入力してください。									
入所者の平均年齢	85歳						<input type="checkbox"/>		
入所者の男女別人数	男性	18人		女性	43人		<input type="checkbox"/>		
退所者の人数(前年度の状況)							<input type="checkbox"/>		
退所先	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計			
自宅等	0人	0人	0人	0人	0人	0人			
介護保険施設	0人	0人	0人	0人	0人	0人			
特別養護老人ホーム以外の社会福祉施設	0人	0人	0人	0人	0人	0人			
医療機関	0人	1人	4人	6人	6人	17人			
死亡者	0人	0人	0人	0人	0人	0人			
その他	0人	0人	0人	0人	0人	0人			
※該当する利用者がいない場合は0を入力してください。									
入所者の平均的な入所日数(前年度末時点)			1600日				<input type="checkbox"/>		

4. 介護サービスの内容に関する事項(つづき)

介護サービスを提供する施設、設備等の状況						確認	修正箇所
建物の構造	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物				1:あり		□
	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物				0:なし		
	木造平屋建てであって、火災に係る利用者の安全性の確保のための一定の要件を満たす建物				1:あり		
	地上階	3階		地下階	0階		
報酬類型	ユニット型個室		ユニット型準個室			/	
	0:なし		0:なし				
	従来型個室		多床室				
	1:あり		1:あり				
居室の状況			個室	2人部屋	3人部屋	4人部屋	5人部屋以上
	居室の数		4	1	1	14	0
	居室の床面積		13.53㎡	28.62㎡	38.21㎡	49.34㎡	0㎡
共同便所の設置数	男子便所	1か所	(うち車いす等の対応が可能な数)			0か所	
	女子便所	1か所	(うち車いす等の対応が可能な数)			0か所	
	男女共用便所	20か所	(うち車いす等の対応が可能な数)			17か所	
個室の便所の設置数	0か所		(個室における便所の設置割合)			0%	
			(うち車いす等の対応が可能な数)			0か所	

4. 介護サービスの内容に関する事項(つづき)

浴室の設備状況		確認	修正箇所
浴室の総数		1か所	
個浴	大浴槽	特殊浴槽	リフト浴
0か所	1か所	1か所	1か所
その他の浴室の設備の状況	リフト機器、シャワー浴機器、特殊浴機器を設置し、利用者が必要に応じて使用する。		
食堂の設備状況	一階の食堂を機能訓練室兼用とし、希望により各フロアの食堂で食事を提供している。		
入所者等が調理を行う設備状況		0:なし	
消火設備等の状況		1:あり	
(その内容)	スプリンクラー、消火器設備、防火ドア、防災カーテン		
短期入所生活介護事業所を併設している場合		1:あり	
(その利用定員)	5人		
入所者等からの苦情に対応する窓口等の状況			
窓口の名称	苦情・相談・ご意見窓口		
電話番号	011-769-8520		
対応している時間	平日	9時00分～18時00分	
	土曜	9時00分～18時00分	
	日曜	9時00分～18時00分	
	祝日	9時00分～18時00分	
定休日	定休日なし		
留意事項	24時間従業員は常駐しておりますが、18時以降におきましては、苦情・相談担当者が不在となりますので、後日ご連絡いただくようお願い致します。		
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み			
損害賠償保険の加入状況		1:あり	

4. 介護サービスの内容に関する事項(つづき)

介護サービスの提供内容に関する特色等		確認	修正箇所
(その内容)	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、炭素埋設(備長炭)の建物です。 「やさしい心と心で」を、キーワードとし、開かれた施設を心がけ、ご家族や地域との連携強化に努めています。 	<input type="checkbox"/>	
介護相談員の受け入れ状況の有無	0:なし	<input type="checkbox"/>	
入所者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等			
入所者アンケート調査、意見箱等入所者の意見等を把握する取組の状況 (記入日前1年間の状況)	1:あり	<input type="checkbox"/>	
当該結果の開示状況	1:あり		
第三者による評価の実施状況	1:あり	<input type="checkbox"/>	
実施した直近の年月日	2017/04/21		
実施した評価機関の名称	あかり会計事務所		
当該結果の開示状況	0:なし		
(その開示している結果の内容【ホームページアドレス】)			

5. 介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

介護給付以外のサービスに要する費用		確認	修正箇所
食事の提供に要する費用の額及びその算定方法		□	
1,380円/1日 基準費用額に準ずる。			
居住に要する費用の額及びその算定方法			
従来型個室 1,150円/1日 多床室370円/1日 基準費用額に準ずる。			
入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法			
当閣該費用の徴収等は行っていない。			
入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法			
当閣該費用の徴収等は行っていない。			
理美容代及びその算定方法			
理美容代 1,500円/1回(近隣の理美容室より訪問理髪)			
当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の額及びその算定方法			
実費			
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の実施の有無	1:あり	□	

(事業所等同意確認欄)

平成 年 月 日

調査結果に事実誤認が無いこと及び本調査結果を公表することについて同意いたします。

事業所等の名称		印
本調査に係る代表者の職名及び氏名		

社会福祉法人 清香園 役員構成

理事	6名
評議員	7名
監事	2名

理事 6名	
理事長	大泉 力ヨ子
理事	菅原 俊之
理事	土肥 勇
理事	佐藤 嘉晃
理事	大泉 剛
理事	渡邊 倫生

評議員 7名	
評議員	横山 峰子
評議員	太田 真一
評議員	志村 道弘
評議員	音喜多 香二
評議員	伊藤 長八郎
評議員	香田 幸子
評議員	木村 光

監事 2名	
監事	和田 基興
監事	長谷川 征輝

社会福祉法人 清香園定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホーム の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の設置経営

(ロ) 小規模多機能型居宅介護事業の設置経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 清香園という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、介護を必要とする高齢者、地域の独居高齢者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を札幌市北区新琴似1条3丁目3番6号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は無報酬とする。ただし評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従い交通費等の実費を支給することを妨げない。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後、3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第22条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失はなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合は、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除できる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)

の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 札幌市北区新琴似1条3丁目35番22号、23号 所在の特別養護老人ホーム 清香園敷地 (2,644,16 平方メートル)

(2) 札幌市北区新琴似1条3丁目3番6号 所在の鉄筋コンクリート造3階建 特別養護老人ホーム 清香園建物1棟(2,423,29 平方メートル)

(3) 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 特別養護老人ホーム 清香園物置1棟(3.45 平方メートル)

(4) 札幌市北区新琴似2条13丁目125番68、125番56、125番69、125番70 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 サービス付高齢者向け住宅夢なごみ園舎 1棟の内、小規模多機能型居宅介護事業夢なごみ(184,90 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、札幌市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、札幌市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有

価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数3分の2以上の同意を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として次の事業を行う。

(1) サービス付高齢者向け住宅の設置経営

(2) 介護職員初任者研修事業の設置経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、札幌市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を札幌市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人 清香園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は法人ホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	大泉	カヨ子
理事	渡邊	俊彦
理事	安井	隆弘
理事	齋藤	雍郎
理事	野呂	幸司
理事	井川	芳定
理事	大泉	晋
理事	志村	利晴
監事	澁谷	正之
監事	池西	勝幸

2 この定款は、平成29年4月1日から施行する。ただし、施行日以降に就任する評議員を施行日前に選任する場合は、第6条の例によらなければならない。